

道路・水路の境界証明の取得方法について

蓮田市都市整備部道路課管理担当

蓮田市が管理する道路・水路に接する土地との境界証明の取得方法は次の3通りがあります。

- ①境界確認申請（未確定・確定済だが復元不可能の場合等）
- ②境界確認済証
- ③境界確認証明願（確定済で復元可能な場合等）

以下に上記3通りの基本的な考え方を解説いたします。

①境界確認申請について

境界確認申請はお客様の申請に基づき、測量、境界立会、境界確定図の作成といった境界確定に必要な手続きを市が包括的に行うものです。ただし、境界の確定に市が必要と判断した周辺地権者の方への立会い依頼及び立会い当日に来られなかった周辺地権者の方の承諾についてはお客様にお願いしています。通常であれば、申請いただいてから最短で7週間（令和元年度の実績は平均13週間）後に境界立会を行っています。境界確認申請で対応しているケースは以下の場合です。

1. 境界が確定していない区間
2. 過去に境界が確定しているが当時の状況に復元ができない区間
3. 境界が確定していて復元可能であるが、復元した結果現況との整合が取れない区間
4. 建築基準法第42条第2項に規定される道路
5. その他市が必要と判断した区間

立会后、立会当事者の承諾書が全員揃い次第、市の委託業者により境界標の埋設及び境界確定図の作成を行います。それに対する内部決裁を経て、納品された境界確定図を後述の境界確認済証として境界証明を発行します。

②境界確認済証について

境界確認済証は市が有している境界確定図面をそのまま使用し、境界の証明として発行するものです。発行に当たり、お客様に測量や、測量図を作成していただくことを必要としていません。あくまでも、以前の境界確定図を証明として発行するだけです。よって、以前市で境界を確定したときに埋設した境界標が証明書発行日現在に境界確定図の場所に埋設されていることを保証するわけではありません。登記を行うことを目的として境界確認済証を取得される場合は、お客様の責任で現地を境界確定図の状況に復元していただく必要があります。誤った現地状況で、境界確認済証を使用して登記されても市は責任を持ちません。ご注意ください。以

上のように現地を確認せずに証明を発行する都合上、市としては信頼性が保証された境界確定に関してのみ境界確認済証の制度を採用しています。境界確認済証が発行できる地先かどうかは道路課管理担当に直接お問い合わせください。境界確認済証が発行できる地先であっても境界確認済証のとおり現地が復元できない場合は、前述した境界確認申請で対応します。また、境界確認済証は申請いただいてから1週間程度で発行しています。境界確認済証の申請書は道路課窓口でお渡ししています。

③境界確認証明願について

境界確認証明願は市が有している境界の確定情報（境界点座標、基準点座標）を基にお客様が現地を測量し、その測量の成果を基に図面を作成していただき、お客様が作成した図面で境界証明を発行するものです。

※境界確認証明願は以前の確定状況に申請地を復元できることが前提です。お客様に現地を測量していただいた結果、復元が不可能、復元頂いた点と現況の整合が取れない等の場合は、前述した境界確認申請で対応します。

証明取得までの基本的な流れは以下の通りです。

1. 道路課で確定済の境界点座標や基準点座標を取得
2. 道路課で取得した情報を基に現地を測量
3. 現地を測量した情報を基に「比較図」（別紙）を作成し、PDFデータをメールで提出
メールアドレス douro@city.hasuda.lg.jp
4. 提出された比較図及び現地を道路課職員が確認。
※お客様と相談しながら境界案を作成するため、3と4の作業を何度か繰り返します（提出いただいた図面に対する第一報は2週間程度を予定しています）。
5. 境界案が決まり次第、境界証明取得用の図面（境界確定図(案)）の作成（境界確定図(案)を道路課職員が確認した結果、案が変わる可能性もあります）。
6. 境界確定図を基にお客様と関係地権者の方で境界立会を行い、承諾書を揃える（立会いはお客様にさせていただくため、職員は原則立会いません）。
7. 境界確認証明願一式（案内図、公図、境界確定図、承諾書、他必要書類等）を2部（承諾書は1部）道路課へ提出。
8. 職員が現地を確認し、通常1週間から10日間程度で証明を発行します。

1、2、3、5、6、7はお客様に行っていただく作業です。